

令和4年塩尻市議会 11月臨時会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年11月8日(火) 総務産業常任委員会終了後

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第3号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	石井 勉 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	上條 元康 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	山崎 油美子 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	永田 公由 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
------	---------	-------	---------

午前10時59分 開会

○委員長 皆さん、大変御苦労さまです。ただいまから11月臨時会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○教育長 引き続きまして、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を

申し上げております補正予算につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○**委員長** では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明をお願いします。委員の皆様は一問一答方式による質問に心がけていただき、答弁は分かりやすく端的にお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

議案第3号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）

○**委員長** それでは、議案第3号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。説明を求めます。

○**財政課長** それでは、議案第3号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。別冊予算書の1ページを御覧ください。第1条の関係です。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,085万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億5,142万5,000円とするものです。

歳出から説明を申し上げますので、恐れ入りますが12、13ページをお開きください。以降、担当の課長から説明を申し上げます。

○**福祉課長** それでは、12、13ページをお願いいたします。まず一番上、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の白丸、生活困窮世帯緊急支援金給付事業5,210万円の増額補正になります。この給付金につきましては、県の事業ですが、10月の臨時会でお認めいただいた国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これは1世帯当たり5万円の給付ですけれども、これの支給対象とならない住民税所得割非課税世帯等に対して、物価上昇により生じる経済的負担を軽減するため、プッシュ型で1世帯3万円を給付するものです。

給付対象世帯につきましては、令和4年9月30日時点で本市に住民登録があり、令和4年度分の住民税所得割が非課税である世帯と、令和4年1月から12月までの家計が急変した世帯であって、世帯全員が住民税非課税世帯と同等の事情にあると認められる世帯になります。一番下のポツ、生活困窮世帯緊急支援金4,800万円につきましては、住民税所得割非課税世帯を1,500世帯、家計急変世帯を100世帯、合計1,600世帯を見込んでおります。なお、この事業に係る財源につきましては、全額県の生活困窮世帯緊急支援金給付事務費補助金です。

続きまして次の白丸、住民税非課税世帯等緊急支援金給付事業2,872万円の増額補正になります。この給付金につきましては、国・県が実施する物価高騰対策特別給付金の制度で、課税者に世帯員全員が扶養された支給対象外となった世帯に対して、プッシュ型で住民税非課税世帯に対しては1世帯当たり5万円、住民税所得割非課税、均等割のみが課税となっている世帯については1世帯当たり3万円を市独自の救済制度として、それぞれに給付するものです。一番下の黒ポツ、住民税非課税世帯等緊急支援金2,800万円は、国制度対象外につきましては500世帯、県制度対象外は100世帯、合計600世帯を見込んでおります。なお、この事業に係る財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

次の白丸、福祉灯油等支援金給付事業7,053万円の増額補正になります。この支援金につきましては、灯油を始め電気・ガスなど価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和4年度住民税非課税世帯に

対し、市独自の施策としてプッシュ型で1世帯当たり1万円を給付するものです。なお、10月の臨時会でお認めいただいた国の価格高騰緊急支援給付金、1世帯当たり5万円の対象者等に対して上乗せして給付するものになります。一番下の黒ポツ、福祉灯油等支援金7,000万円は、対象者を7,000世帯として見込んでおります。なお、こちらにつきましても、この事業に係る財源につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。以上になります。

○**子ども課長** 続いてその下、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の説明欄、1つ目の白丸、民間保育所支援事業の黒丸、物価高騰等緊急対策支援金92万円の増額につきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰等への対策として、市内の民間幼稚園、認定こども園、保育所等について、電気・ガス・食材価格の高騰分に係る補助を6月補正予算に続き行うものです。令和4年4月から8月までの価格を1年前の実績額と比較し、今年度1年分の推計高騰額から6月補正額を差し引いた金額を補助するもので、園児の定数に応じて最大15万円、小規模保育事業所は5万円を支援するものです。なお、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金81万1,000円となります。続いてその下の黒丸、おむつ処理費用補助金22万9,000円の計上につきましては、市内の民間の幼稚園、認定こども園、保育所等において、使用済みの紙おむつの処分を行う施設に対して、新たに補助を行うものです。これは、新たに公立保育園で使用済みの紙おむつの処分を行うことに合わせて補助するもので、1月から3月までの所要額を補正するものです。なお、財源は国の臨時交付金22万9,000円となります。私からは一旦以上です。

○**福祉課長** 続きまして一番下の白丸、子育て世帯緊急支援金給付事業9,100万円の増額補正になります。この支援金につきましては、先ほどと同じく原油等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活困窮する子育て世帯に対し生活及び暮らしの支援をするため、市独自の制度として児童手当受給者に対し1人当たり1万円をプッシュ型で給付するものです。

次の14、15ページをおめくりください。上から4つ目、最後の黒ポツ、子育て世帯緊急支援金8,700万円は、対象者を8,700人と見込んでおります。なお、この事業に係る財源につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。私からは以上です。

○**子ども課長** その下、2目児童運営費の説明欄1つ目の白丸、保育所運営費255万6,000円の増額につきましては、新たに公立保育園において使用済み紙おむつの処分を行うため、使用済み紙おむつをストックするごみ箱、ごみ袋などの消耗品及びおむつの収集等委託料3か月分を計上するものであります。なお、財源につきましては、国の臨時交付金216万円となります。

その下の白丸、給食運営費228万2,000円の増額につきましては、コロナ禍における物価、食材価格高騰等への対策として、公立保育園の給食について、給食の質と量を、保護者負担を増加させずに維持するために必要な経費を6月補正予算に続き行うものであります。6月補正では、前年と比較した1食当たり8.4円の増額分を補正しましたが、令和4年4月から8月までの実績が、昨年度と比較して17.3円増加していることが判明したため、今回、差額の8.9円と牛乳の値上がり分1本当たり約7円分を追加で補正するものであります。なお、財源は、国の臨時交付金200万円となります。私からは以上です。

○**生活環境課長** 続きまして、4款衛生費2項清掃費2目ごみ処理費の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業718万円余の1つ目の黒ポツ、一般廃棄物等収集運搬燃料費補助金ですが、原油価格高騰により燃料費の価格高騰の影

響を受けながらも事業継続している、市との委託契約により市内の家庭系ごみ及び資源物の収集運搬を行っている事業者7社に対し、安定した事業を維持するために年間の車両燃料価格高騰分の一部を支援するものです。なお、燃料費につきましては、設計時から県の燃料費の単価を使っております。その分と、今年の4月から10月の値上がり分を差し引いた分をそれぞれ収集走行距離から使用料を算定し、支援するものです。続きまして、2つ目の黒ポツ、ごみ袋価格抑制対策補助金ですが、ごみ袋製造業者3社ありますが、3社からごみ袋の袋代を10から30%、これは袋の大きさがまちまちですので、その大きさに応じて10から30%の値上げをしたいという意向がありました。ごみ袋販売価格高騰を抑えて市民負担を軽減することを目的に、値上げ分について補助を行うものでして、製造業者3社において、袋代の値上げ分の補助を行うものです。なお、財源につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を充てるものです。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、10款教育費2項小学校費3目給食施設費の白丸、給食運営事業諸経費347万7,000円の増額につきましては、コロナ禍における物価、食材価格高騰の対策として、小学校の学校給食について保護者に給食費の負担増を求めることなく、給食の質・量を維持しながら安全・安心でおいしい給食を提供するために必要な経費を6月補正に続き行うものです。6月補正では1食当たり7円、2%程度の増額補正をしましたが、このたび総務省が9月に発表した8月の食糧の物価上昇率が4.7%であったことから、10月以降の給食費を3%程度、1食当たり10円の増額をするものです。なお、財源は、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金299万円です。

その下の3項中学校費3目給食施設費の白丸、給食運営事業諸経費186万円の増額につきましては、小学校費と同様、コロナ禍における物価、食材高騰への対策として、中学校の学校給食について必要な経費を6月補正に続き行うものです。6月補正では、小学校費と同様ですが、1食当たり7円、2%の増額補正をしましたが、総務省が今回公表しました物価が上昇しておりますので、10月以降の給食費を3%程度、1食当たり10円の増額補正をするものです。なお、財源は、国の臨時交付金161万円です。私からは以上です。

○財政課長 それでは、続きまして歳入について御説明申し上げますので、8、9ページをお開きください。歳入のうち一般財源について説明申し上げます。一番下の20款繰越金につきましては、今回の補正において不足する財源を計上するものです。

4ページの第2表、債務負担行為補正ですが、先ほど説明がありました公立保育園における紙おむつの収集運搬に伴い、債務負担の期間及び限度額を追加するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、説明を受けた議案について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○丸山寿子委員 13ページ、児童福祉費の中の民間保育所支援事業ですが、タイトルが民間保育所とありましたので幼稚園等はどうなのかと聞こうと思っていましたが、先ほどの説明で、幼稚園ですとか認定こども園等も対象ということが分かりました。何園で何人を見込んでの補正なのか、その辺についてお聞かせください。

○こども課長 まず、物価高騰等に関するものにつきましては、人数というものは特になくて、施設に係る電気代、ガス代、食材費になりますので、それが算出のベースになっております。もう1つ、おむつの処理に関しましては、こちらは補助金となるものですが、今現在、おむつを使用している民間の児童につきましては127名程度いるということですので、それに対する補助です。

○丸山寿子委員 園の数は何園でしたか。一応確認させてください。

○**こども課長** 7園です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 今の関連でお聞きします。これまでは、民間独自でおむつの持ち帰りをなくしているところと持ち帰りをしているところ、それぞれあったと思うのですが、今回、塩尻市が市の公立保育園で実施するということにおいて、民間として新たにそういった取組をしようとしているところがあるのかどうかお聞きします。

○**こども課長** 今回、かなり急ピッチにこの処分について進めさせていただいているものですから、なかなか民間の園長先生方と打合せをする機会が一、二回くらいしかありませんでした。市としてはこういう形で処分をしていきたいというお話をさせていただく中で、そうはいつでも公立だけでは心苦しいところがありますので、民間に対する補助も考えているということで提示をさせていただいた段階でありまして、おおむねいい感触ではあると思いますけれども、実際にそれを行うかどうかというところまでの返答はまだ頂いていないところであります。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**樋口千代子委員** 今の紙おむつの処理についてですけれども、もう少し早くできなかったかなと、何人かの議員から何回も質問がありまして、松本市が9月から10月から始めて、保育士も保護者もとても助かるという評判があったわけですが、本市において、もう少し早くできなかったかなという点についてお聞きしたいと思います。

先日、長時間保育をやっている保育士からぜひ話を聞いてほしいということでお話をお聞きしました。長時間の保育士たちはおむつの管理にびりびりしていて、私のうちは3枚しか持たせないのにこんなに多いわけがないということで、その場で開いておむつの名前をチェックして、これはよその子のものが入っているのではないかなというような苦情も何人からも頂くそうです。そのおむつの間違いというのは、当然、忙しい中であると思うのですけれども、おむつの間違いに対する保護者への苦情対応をしたりして、本来の保育ができないと。ぜひ早く、おむつの処分を一括していただいて、私たちは本来の保育に集中したいという御意見を頂きました。

もう少し早くできなかったかなという思いがほかの議員方にもあると思いますが、その点について御説明をお願いいたします。

○**こども課長** ありがとうございます。長野県はおむつの持ち帰りをしている県として、かなり全国的にも有名でありました。その心は、排泄物を見て健康状態を見ていただきたいという部分でありましたが、今、共働き世帯が多くなる中で、そういう時代ではないということでありました。おむつの持ち帰りについては、この6月くらいから、県内でも南信地域あるいは松本市等が始めるという表明をされました。その段階で、早速我々も園長会等にトピックスとして上げまして、話し合いをさせていただいて、もうそういう時代ではないですねということで結論を見た段階です。そこからのスタートであったということで、御理解をいただきたいと思います。

また、おむつの間違いの問題は過分にありまして、これについて、本当に現場の保育士の皆さんはびりびりしながら間違えることのないようにということで、気を遣っていらっしゃいました。今回、この一括処分がなされると、そういった問題は解消されるということで、保育士の働き方改革にも寄与するものだと考えております。ぜひ早く実施してまいりたいと考えております。

○**樋口千代子委員** 今、排泄物を見てというお話で、前回、そういうお答えだったものですから、この保育士に、排泄物を見てお子さんの健康管理をするために持ち帰っていただいているようですと言ったら、今スマホの時代

で、写真を撮って見せれば良いことであって、わざわざ排泄物まで開いて見るお母さんはいらっしゃいませんと言われました。

園長会を通してということは大事かと思えますけれども、長時間働いている保育士たちの現場に行って、今の保育はどうなっているかというのを見ていただいて、よりよい保育の向上に努めていただきたいと思えます。お願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 15 ページの真ん中あたりのごみ袋の価格の関係ですけれども、財源は国の臨時交付金ということですが、この臨時交付金が終わってしまった後についてはどのように考えていらっしゃるのですか。

○生活環境課長 国の財源が令和5年からの予算ですが、これから予算の編成、また検討に入りますが、できれば続けていかれるのが一番かと思えます。いろんな検討をしながら、費用対効果を検討してまいりたいという考えです。

○柴田博委員 値上げ前の今の価格については、市でそういうふうに見ている部分はあるのですか。それとも業者で設定した価格をそのまま購入する方が払っているという、そういうことなのでしょうか。

○生活環境課長 袋代に関しましては、まさに業者の自由競争の中での価格設定でして、市での設定はありません。

○山口恵子委員 ごみ袋に関して関連でお聞きしたいと思います。市民は、やはり物価高騰の状況からごみ袋の値上げはとても心配されている方がいらっしゃるのですが、今回、塩尻市では3社が該当業者ということでありました。今回、この事業を進めていく段階、市として手続を踏んでいる段階で、手続上特に重要なことが何か、どういったことを重視してこの事業を検討されてきたのかお聞きします。

○生活環境課長 塩尻市のごみ袋は、ごみ処理手数料を頂いている部分もありまして、手数料分とごみ袋代で少し一般の市民の方には御負担を頂いているところです。ただ、やはりこの燃料の高騰に伴いまして事業者から値上げをしたいということでしたので、少しでも市民の方の負担を抑えることを最重要に、この3社とお話をさせていただきました。3社からも、実際には、もう少し前から値上げをしたいということでしたが、市との話し合いの中で話の内容について御理解いただけて、今の時点では上げておりません。今後、この袋の部分につきましては、全体の見直しを検討しておりますけれども、市民へのさらなる御協力のために、生活環境課としても対応してまいりたいという考えです。

○山口恵子委員 ごみ袋に関して、朝日村と多分同じ業者で扱いをしていると思えますが、朝日村のごみ袋の価格に対してどのような対応をされているのか、もし分かりましたらお聞きします。

○生活環境課長 説明が落ちていて申し訳ございませんでした。塩尻市と朝日村は、ごみ袋を同じもので取り扱っております。今回、国の交付金を使いまして、朝日村においても同じ対応をするということで協議をし、朝日村で売られているほうは少し按分ではありますが対応をしていただいて、塩尻市と朝日村一帯のごみ袋代が上がらない対応となっております。

○柴田博委員 13 ページの福祉灯油の関係ですけれども、対象世帯がおよそ7,000世帯ということですが、もう一度対象になる世帯の内訳等、分かったらお願いします。

○福祉課長 福祉灯油につきましては、昨年の冬も福祉灯油をやらせていただきました。今回につきましては、

いろいろな去年の部分は、65歳以上とか高齢者とか幾つか文言があったのですけれども、より多くの方に今回行いたいということで、住民税非課税世帯ということで7,000世帯を見込んでおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○柴田博委員 最近、住民税非課税世帯というときに、まるっきり全部非課税ではなくて、一部払っていてもそれも対象にするという、そういう事業が幾つかあったと思います。今回はそういうふうにはされないということでしょうか。

○福祉課長 今回につきましては、県の制度が13ページの一番上に、生活困窮世帯の支援給付ということで、住民税非課税ではなくてその上、均等割5,500円の税金がかかっている方について支援金ということで、1世帯3万円があるものですから、今回は非課税の方ということで、国の5万円があるものですから、そこに上乗せして1万円をプラスするという形でやるようになっております。

○柴田博委員 均等割だけかかっている世帯の方は、国からのお金があるから、市の独自の1万円は対象にしないと、そういう意味ですか。

○福祉課長 細かくて申し訳ないのですけれども、今回、10月議会でお認めいただいた国の支援給付金、価格高騰支援金については、住民税非課税世帯ということで5万円です。13ページの一番上、今回、県の生活困窮世帯への緊急支援金については、住民税均等割のみ課税の方ということで、1世帯3万円。今回、福祉灯油の部分につきましては、国の5万円を給付される方にプラス1万円ということで行わせていただきます。

○柴田博委員 なるべく多くの世帯にという意味であれば、均等割だけかかっている世帯にも1万円を支給していただいたほうが、より多くの世帯の足しになると思うのですけれども、その辺についてはどういうわけで対象にできなかったのか。

○福祉課長 今回、6月議会でも補正をさせていただいて、塩尻市独自で物価高騰対策支援金ということで1世帯当たり3万円、これは、住民税非課税世帯と均等割のみ課税者も合わせてということで、今回夏に支給しているものです。またここでということになると、予算的なものもあるものですから、今回はこの部分で収めさせていただいたという形になっております。

○柴田博委員 要望ですけれども、以前から住民税非課税世帯というくくりでやっていて、それが最近、均等割だけはかかっている世帯も対象になると、だんだん広がってきているのはいいことだと思います。これから先、住民税非課税世帯という場合に、ぜひ均等割の部分も含めた形で対象になるように、ぜひ初めから検討していただくようお願いをしておきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 困窮世帯への支援金、対象世帯の先ほどの説明で、家計急変100世帯と説明がありましたが、この皆さんをどのように補足をされますか。

○福祉課長 こちらにつきましては、塩尻市のホームページ、それから、今幾つもの給付金があるものですから、チラシ等をそれぞれ作りまして、窓口、いろいろなところに置かせていただく、そういった周知を。広報12月1日号にも載せますので、そういったところで周知していきたいと思ひます。

○副委員長 ということは、今回見積もりに当たって、9月30日とさっきありましたが、それ以降、この100世帯くらい、もっと急変することが見込まれるという、そういう見方、考え方でよろしいですか。

○福祉課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。私から言っていていいですか。この2番目の住民税非課税世帯と緊急支援給付事業、この対象者はどういう世帯のことを指すのか、分かりやすく説明をお願いします。

○福祉課長 詳細は係長から説明させていただきます。

○福祉課長補佐 今回、2枚目のところになりますが、国あるいは県の支給対象につきましては、課税世帯の方に扶養されている世帯になります。世帯全員が、課税世帯からの扶養に当たっている世帯というところが支給対象外になりますので、この世帯に対しまして支給するものになります。なので、非課税世帯、あるいは均等割のみの課税世帯ですが、ほかの課税者から扶養されている、例えば息子さんから扶養を受けている世帯に対しまして支給するものになります。よろしくをお願いします。

○山口恵子委員 今の説明で、基本的なことをお聞きしたいのですが、同居をしていても住民票上では世帯分離をしている方もいますが、そういった方も扶養されている世帯であれば含まれるという判断でよろしいのかどうかお聞きします。

○福祉課長 今、委員おっしゃったとおりの状況です。

○委員長 もう1点、今の該当する世帯というのは、今までいろんな給付金があったのですが何もなかった方々という理解ですか。

○福祉課長 前回も物価高騰対策の給付金等出しておりますので、何もないということはありません。

○委員長 扶養されている世帯ですよ。

○福祉課長 前回も、扶養されている世帯には塩尻市では給付しております。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、以上で令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）の質疑を終了といたします。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては全て審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○教育長 本日は、御提案を申し上げました補正予算につきまして御審査を賜り、原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、11月臨時会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時36分 閉会

令和4年11月8日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印